

## 第2 1節 液化石油ガスの供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者であって、炊き出し等に必要な液化石油ガス及び器具を確保することができない者に対する液化石油ガス等の供給又は斡旋については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

（ 主な実施機関  
市町村，県（危機管理局），（社）徳島県エルピーガス協会 ）

- 1 液化石油ガスの供給又は斡旋の実施は，市町村長が行う。
- 2 液化石油ガス等の供給等

市町村長は，炊き出し等に必要な液化石油ガス等の供給又は斡旋を行い，炊き出し等に必要な液化石油ガス及び器具の調達ができないときは，次の事項を示して県に調達の斡旋を要請するものとする。

- (1) 必要な液化石油ガスの量
- (2) 必要な器具の種類及び個数
- (3) 供給期間
- (4) 供給地